

11. 引き上げ分の地方消費税交付金

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 60,000 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 836,262 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国庫支出金	起債	その他	引き上げ分の地方消費税	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	240,325	171,500		749	8,657	59,419
	高齢者福祉事業	127,134	1,054		14,088	14,241	97,751
	児童福祉事業	236,739	71,037	10,000	10,451	18,470	126,781
	母子福祉事業	11,751	3,501		889	936	6,425
	小計	615,949	247,092	10,000	26,177	42,304	290,376
社会保険	介護保険事業	94,016	4,771			11,348	77,897
	国民健康保険事業	41,060	26,373			1,868	12,819
	後期高齢者医療事業	31,818	18,454			1,699	11,665
	小計	166,894	49,598	0	0	14,915	102,381
保健衛生	保健衛生事業	21,267		10,000		34	11,233
	予防事業	32,152	567		9,985	2,747	18,853
	小計	53,419	567	10,000	9,985	2,781	30,086
合計	836,262	297,257	20,000	36,162	60,000	422,843	

※「引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」(平成26年1月24日総務省通知)により、消費税率の引き上げにより増加した地方消費税交付金について使途を明確にした資料を予算説明書等で明示するよう指示があったため、参考資料として明示するもの